

国立研究開発法人産業技術総合研究所研修規程

制定 平成17年4月1日 17規程第20号
最終改正 平成27年3月9日 26規程第71号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号）第63条、国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号）第64条及び国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号）第55条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)の職員及び契約職員(以下「職員等」という。)の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員等に現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他その遂行に必要な職員等の能力、資質等を向上させることを目的とする。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、職員等に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立て、実施に努めなければならない。

2 理事長は、研修の計画を立て、実施するに当たっては、研修の効果を高めるために職員等の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

3 理事長は、必要と認めるときは、研究所以外の研修機関、学校その他の機関（以下「外部機関」という。）に委託して研修を行うことができる。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得するために実施される各種の研修の受講を命じられた場合は、これを受講しなければならない。

2 職員等は、研究所及び外部機関等当該研修の実施に当る機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規程その他の定めに従わなければならない。

(業務を通じての研修)

第5条 理事長は、職員等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）をして、職員等に対し、日常の業務を通じて必要な研修を行わせるものとする。

2 理事長は、前項に規定する業務を通じての研修が適切に行われることを確保するため、監督者に対し、指導その他の措置を講ずるものとする。

(業務を離れての研修)

第6条 理事長は、必要と認めるときは、職員等に日常の業務を離れて専ら研修を受けることを命ずることができる。

2 前項により研修を受けることを命じられた場合は、当該研修の受講は、勤務とみなす。

3 第1項に規定する業務を離れての研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研修効果の把握及び研修の記録)

第7条 理事長は、研修を実施したときは、研修計画の改善、職員等の活用その他の人事管理に資するため、その効果の把握に努めるとともに、記録を作成し、保管しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員等の研修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。